

2025年12月

お客様各位

浜銀TT証券株式会社

ジュニアNISA口座のみなし廃止について

令和7年度税制改正により、令和8年（2026年）1月1日から「ジュニアNISA口座のみなし廃止」制度が適用されます。

みなし廃止とは、2026年以降ジュニアNISA口座が開設されている場合、以下のいずれか遅い日に「未成年者口座廃止届」が提出されたものとみなし、そのジュニアNISA口座を廃止する制度です。

1. 最も新しい非課税管理勘定に係る非課税期間終了日の翌日
2. その年の1月1日時点で18歳である年の1月1日
3. 2026年1月1日

なお、2026年のみなし廃止の対象は、生年月日が2002年1月2日以前のお客さまのジュニアNISA口座です。

ご不明な点がございましたら、浜銀TT証券お取引店までお問い合わせください。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申しあげます。

以上